

# 質 問 通 告 書

次の件について質問の通告をいたします

令和6年5月27日

質問者氏名 杉森 弘之 ㊞

牛久市議会議長 殿

質 問 形 式		一括方式
	○	一問一答方式

質 問 事 項	要 旨
<p>1、牛久市地域防災計画 (地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編)</p>	<p>(1) 第2章 災害予防計画 第1節 災害に備えた組織づくり</p> <p>1. 市の活動体制の整備(地震災害編) 牛久市職員地震時初動対応マニュアル、業務継続計画(BCP)、各部間の連携体制の整備、減災行動マニュアル</p> <p>5. 広域等相互応援体制 14 協定の現状認識と今後の計画 受援計画の策定(市町の1割)</p> <p>6. 民間企業の協力及び防災体制 42 協定の現状認識と今後の計画</p> <p>7. ボランティア 宗教団体との連携</p> <p>(2) 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容活動</p> <p>2. 避難場所 設置基準(スフィア基準、TKB)、食事、設置期限、関連死0を目指すとの関係、福島第二原発事故では関連死2,900人</p> <p>4. 応急仮設住宅 1戸29.7㎡、災害発生から20日以内の着工、公営住宅等への一時入居、2年以内の供与期間</p> <p>(3) 第7節 物資の調達・供給活動 食料、水、衣料・生活必需品、関連死0を目指すとの関係</p> <p>(4) 第17節 原子力災害における広域避難者の受入れ 受入れだけでよいのか 牛久市民の避難を考える必要性</p>
<p>2、原子力災害対策</p>	<p>(1) 災害対策基本法、災害対策基本法施行令と原子力災害対策  災害対策基本法 「災害」の定義として「大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」  災害対策基本法施行令 「政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出」、(市町村の責務) 第五条「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」  牛久市地域防災計画に原子力災害対策計画編が必要ではないか</p> <p>(2) 原子力災害対策の必要性 茨城県は東海村に20の原子力関係施設が存在</p>

し、特に東海第二原発の再稼働の動き、その特別な危険性＝稼働から 46 年の老朽原発、可燃性・老朽化の配線、他の原子力施設が近接し複合災害の可能性、半径 30 ㎞圏内に 92 万人居住し避難不可能、県のでたらめな避難想定

- (3) 原子力災害の広範囲性 チェルノブイリ原発事故（北西 100 kmも避難地域）、福島第一原発事故（飯館村 40 kmも避難区域）、牛久市は福島第一原発から 178 kmの距離だが事故当時ホットスポットに、東海第二原発からは 64 kmの距離でしかない
- (4) 減災数値目標の逃げ遅れ 0 を目指す、犠牲者 0 を目指す 丹波篠山市の例「とっとと逃げる」 ひたちなか市民の避難受け入れと牛久市職員の安全